IASB 公開草案「認識の中止 (derecognition)」の概要

1. はじめに

IASB は、公開草案「認識の中止(derecognition)」を 2009 年 3 月 31 日に公表した(コメント期限は 7 月 31 日まで)。本草案(以下、ED)は、どのような条件を満たした場合に、財政状態計算書において過去に認識した金融資産及び金融負債の認識を中止するか(オフバランスにするか)に関して新たなアプローチを提案するものである。具体的には、現金と引き換えに金融資産を第三者に譲渡(transfer)したものの、譲渡人が譲渡資産に対してコール・オプションといった何らかの関与を引き続き有している場合など、単純な売却(売り切り)ではない資産の譲渡を、①資産の売却(売買取引)とみなすのか、②資産を担保とする借入(金融取引)とみなすのかに関する判断規準を示している。

なお、金融資産及び金融負債の認識の中止に関する規定は、現在、IAS 第 39 号「金融商品:認識及び測定」の一部として定められているため、ED は IAS39 の当該部分の改訂として提案されている。このほか、譲渡した金融資産等に関する開示を拡充するため、IFRS 第 7 号「金融商品:開示」の改訂もED において提案されている。

2. ED 公表の背景

IASB 及び FASB は、それぞれの認識中止基準である IAS39 及び SFAS 第 140 号「金融資産の譲渡及びサービス業務並びに負債の消滅に関する会計処理」について、現行規定が複雑であり、実務において適用することが難しいと考えられていることから、両基準を改善し、可能であればこれらを収斂させるためのプロジェクトを、2005 年 4 月にリサーチ・アジェンダに追加した。例えば、IAS39 における現行の規定は、基準内で整合性がとれていない、すなわち、複数の認識中止の概念の要素(リスクと経済価値、支配、継続的関与)を組み合わせ、これらを特定の順番で適用することにより、過去に認識した金融資産の全部又は一部の認識を中止するかどうかを決定している。[IN1,2]

2006 年 2 月、IASB 及び FASB は認識の中止を MOU 項目として位置付け、2008 年までに何らかのデュー・プロセス文書を公表することを念頭に作業を行っていた。しかし、その後の金融危機の影響を受けて、IASB は作業を加速化させるために、(ディスカッション・ペーパーの公表を経ないで)直接、公開草案を公表することを決定した。一方、FASB は、金融危機を受けた短期的な対応として、現在、SFAS140 の改訂作業中である。[IN4-6]

なお、ED で提案されている認識中止のアプローチに対しては、5名のボードメンバーが 反対を表明している。反対した5名が支持するアプローチは、ED の中で代替的アプローチ (alternative approach) として紹介されているため、本稿ではその概要についても合わせて 紹介する。

3. ED の概要

(1) 金融資産の認識の中止

企業は、次のいずれかの条件を満たした場合に「資産」「の認識を中止しなければならない(別添のフローチャート参照)。[17A]

- ① 「資産」からのキャッシュフローに対する契約上の権利が失効(expire)する。
- ② 企業が「資産」を譲渡し、当該「資産」に何ら継続的関与を有していない。
- ③ 企業が「資産」を譲渡し、当該「資産」に継続的関与を有しているものの、譲受人が、当該「資産」を自らの便益のために譲渡する実務上の能力(practical ability)を有している。

上述の②及び③の認識中止の条件を満たす金融資産の全部又は一部の譲渡にあっては、譲渡人は金融資産の認識を中止したうえで、譲渡に際して新たに入手した資産や負債があれば、それらを公正価値で測定し、認識する。ただし、金融資産の一部を譲渡した場合には、引き続き留保する部分は(新たに入手した資産としてではなく)譲渡前に認識していた資産の一部として会計処理を行わなければならない²。したがって、譲渡の対象となった金融資産の帳簿価額全体を、譲渡時の公正価値に基づいて譲渡部分と留保部分に按分することになる。[19A-21A]

一方、金融資産の全部又は一部の譲渡が上述の認識中止の条件を満たさない場合、譲渡人は、当該金融資産の認識を継続し、受領した対価を金融負債として認識しなければばらない。金融負債は、金融資産と相殺してはならない。[23A]

(2) 金融負債の認識の中止

企業は、金融負債が企業の負債でなくなったとき、すなわち、①現在の義務が消滅し (eliminated)、かつ、②企業が当該義務に関して経済的な資源を譲渡することがもはや求められなくなったときに、金融負債の認識を中止しなければならない。[39A]

(3) IAS39 の現行規定との異同

ED は、以下の点において現行の IAS39 の認識中止規定と同様のアプローチとなっている。 [IN10]

① 金融資産の譲渡された「部分」が、認識中止について評価されるための要件をどの 時点で満たすかに関して、(追加の指針を付したうえで)同じ要件を用いている;

¹ 実際には金融資産の一部の譲渡であっても、金融資産全体が認識中止の評価対象となることがあるため、ED は、認識中止の評価対象となる金融資産であることを明示するために「the Asset」という表現を用いている(後述の4.(1)②認識中止の評価対象となる全部又は一部の「資産」を参照。)。

² 資産全体を他の企業に譲渡したうえで、譲渡の一環として、当該企業への持分を購入する場合にも、当該持分は(新たな資産ではなく)譲渡前に認識していた資産の一部として会計処理される。[22A]

- ② (IAS39 と異なり、そのテストは最高の位置付けにあるものの)支配のテストを用いている;及び
- ③ 認識中止の結果は多くの場合、同様となる(顕著な例外は、容易に入手可能な金融資産が用いられる、買戻契約のような譲渡である)。

一方、ED は、現行 IAS39 と異なり、複数の認識中止の概念の要素(支配、リスクと経済価値、継続的関与)を組み合わせるのではなく、「支配」という単一の概念に焦点を当てている。その結果、ED は、以下の項目を有していない点において現行規定と異なっている。

- ① 留保されたリスクと経済価値の程度を評価するためのテスト
 - ② 特定のパス・スルー規定
 - ③ (認識が中止されない譲渡において)譲渡人が、継続的関与の程度に応じて資産を 認識、測定する規定

4. アプローチの詳細

[IN11]

- (1) 認識中止の評価の対象
 - ① 認識中止の評価対象となる「譲渡 (transfer)」の意味

ED は、企業が金融資産を「譲渡」した場合に、一定の条件を満たしていれば当該資産の認識の中止を認めることを提案している。このため、まず、どのような取引が「譲渡」に該当するかの判断、つまり、認識中止の評価対象となる取引の範囲を決定することが必要になる。

EDでは、譲渡を、「ある当事者が他の当事者に対して、単一又は複数の自らの資産の基礎となる経済的便益の全部又は一部を渡す(pass)か渡すことに同意する場合に譲渡が生じる」と提案している。また、「譲渡」の用語は、すべての形式の売却、譲渡 (assignment)、担保の提供、便益の犠牲 (sacrifice)、分配、その他の交換を広く含むように用いられている。ただし、譲渡の定義を満たすことが、必ず認識中止につながるわけではない。[9]

例えば、返済の原資が特定の金融資産からのキャッシュフローに限定されるような一定のノンリコース・ローンの締結は、(債務者側からみて)担保となっている金融資産の譲渡に該当する。同様に、負債や持分証券(受益権)の発行も、発行者が、保有する金融資産のキャッシュフローを引き渡すことに同意している場合には、金融資産の譲渡に該当する³。ただし、ある取引が「譲渡」の定義を満たす場合でも、それは認識中止の評価対象となることを意味するだけであって、会計処理(売却取引として認識が中止されるかどうか)は、個々の取引が認識中止の条件を満たすかどうかによって判断される。

[AG44A, 45A, BC38, 39]

³ ED は、金融資産のすべてのキャッシュフローへの権利の譲渡は、資産自体の譲渡と同質であるとの立場に立っている。[BC31,39 等]

② 認識中止の評価対象となる全部又は一部の「資産」

金融資産の全部が譲渡される場合には、金融資産全体が認識中止の条件(3.(1)金 融資産の認識中止の②、③)を満たすかどうかを判断することになるが、金融資産の一 部が譲渡される場合には、当該資産の一部の認識中止が認められるかどうかが論点とな る。

まず、ED では、金融資産の一部が認識中止の評価対象となるためには、当該部分が、 ①金融資産からの具体的に特定された(specifically identified)キャッシュフロー、又は、 ②金融資産からのキャッシュフローの比例的な割合 (proportionate share) でなければなら ないと提案している。つまり、譲渡された部分の業績(performance)と留保部分の業績 とが相互に依存していないことが求められている。したがって、貸出の「最初の」(つま り、優先的な)90%のキャッシュフローに対する権利を譲渡した場合には、この条件を 満たさないため、実際には金融資産の一部の譲渡であっても、認識中止の観点からは資 産全体が評価の対象となり、資産全体としての認識中止の可否が判断されることとなる。

[16A, AG39A]

次に、ED では、認識中止の評価対象となる「資産」(the Asset) は、報告企業 (reporting entity)レベルで決定され、また、譲渡の対象となった金融資産に対して企業に残ってい る持分に基づいて(=企業が引き続き保有している部分を勘案して)決定することが提 案されている。例えば、企業が貸出ポートフォリオを譲渡するものの、譲渡後も当該ポ ートフォリオのキャッシュフローの比例的な(優先劣後関係にない)20%部分を留保す る場合には、認識中止の評価対象となる「資産」は、引き続き留保している 20%部分を ネットした 80%部分となる。この際、譲渡人の留保する 20%部分が、①ポートフォリオ 自体の 20%であるか、②譲受人(例えば、SPE)の 20%持分を通じた、いわば間接的な 資産の保有であるかは影響しない。この結果、「資産」である80%部分が認識中止の条件 を満たすかどうかが判断され、満たす場合には当該「資産」(80%部分)の認識が中止さ れることになる。[15A, AG37A, BC30]

(2) 譲渡人の継続的関与 (continuing involvement)

ED では、譲渡した金融資産に譲渡人が何ら継続的関与を有していない場合、金融資産の 認識を中止する(3. (1)金融資産の認識中止の②)ことを提案している。具体的には、 金融資産の譲渡に際して、金融資産に付随する契約上の権利や義務を留保しておらず、か つ、金融資産に関連する新たな契約上の権利や義務を入手していない場合には、譲渡人は 継続的関与を有していないと判断される4。例えば、金融資産の将来的な業績に対して利害

⁴ ただし、次のものは継続的関与に該当しない。[18A]

⁽a)取引の公正性等に関する通常範囲の表明 (representation) や保証 (warranty)

⁽b)受任又は代理人関係における資産のサービシング権(AG49A)

を有していない、あるいは、どのような状況においても金融資産に関して将来的に支払い 義務を負わない場合には継続的関与がないことになる。[17A(b),18A, AG48A]

なお、継続的関与の評価は、評価対象となる「資産」の決定と同様に、報告企業のレベルで行われる。このため、ある企業 S が(グループ外の)第三者に金融資産を譲渡したケースで、S の親会社 P が譲渡資産に対して関与を有している場合、S の個別財務諸表(=S が報告企業)においては、P の関与は当該資産の認識中止の判断に含まれない。一方、P は、その連結財務諸表(= 当該グループが報告企業)において、自身の(又はグループ内の他の企業の)関与を、S が第三者に譲渡した金融資産の認識中止の評価に含めることになる。[AG47A]

(3) 譲受人の、譲渡する実務上の能力

① 譲渡する実務上の能力 (practical ability to transfer) の意味

譲渡した金融資産に対して譲渡人が継続的な関与を有している場合には、(譲渡人ではなく)譲受人⁵が、自らの便益のために、譲り受けた金融資産を第三者に譲渡する実務上の能力を有している場合にのみ、譲渡人は譲渡資産の認識を中止することができる(3.

(1) 金融資産の認識中止の③)。[17A(c)]

ED では、譲受人が金融資産を譲渡する実務上の能力を有していると判断するためには、譲渡取引後直ちに、譲受人が「一方的に」(unilaterally)、かつ、譲渡に当たって「追加的な制約を課すことなく」(without having to impose additional restrictions)、金融資産を第三者に対して譲渡できる立場になければならないと提案している。[AG51A]

例えば、譲受人が、譲り受けた金融資産の第三者への譲渡に際して元の譲渡人の同意を得る必要があり、譲渡人が特段の理由なく同意しないことができるような場合には、「一方的に」の条件を満たさない。また、譲渡資産に対して譲渡人が譲受人をサービサーとする義務を課しており、譲受人は当該資産を譲り受けることとなる(別な)者にその義務を課すことになる場合、譲受人は、「追加的な制約を課すことなく」第三者へ譲渡することができないと判断される。このほか、譲渡資産に対して譲渡人がコール・オプションを有しており、当該資産(オプションの対象資産)が市場で容易に入手可能ではない(not readily obtainable)場合には、譲受人も同様のオプション等を付したうえで第三者に譲渡しない限り、元の譲渡人によるオプション行使に対応できない(デフォルトとなってしまう)。このため、このようなケースでは、譲受人は、「追加的な制約を課すこと

⁽c)譲渡資産の再取得に関連するフォワード、オプションその他の契約で、契約(又は行使)価格が譲渡資産の公正価値であるもの

⁵ ED は、ある企業が第三者に資産の支配を与えることができるのは、当該企業自身が資産を支配している場合のみであるというロジックに立って、譲受人が資産を支配しているかどうか (第三者に自由に譲渡できるかどうか)を、譲渡人が支配を失ったかどうか (認識の中止をすべきか)の判断規準としている。[BC46-49]

なく」第三者へ譲渡することができないと判断されることになる 6 。[AG52A, AG52B, AG52C]

② 「譲渡する実務上の能力」の評価において考慮すべき要素

譲受人が資産を譲渡する実務上の能力を有しているかどうかを決定するためには、関連するすべての事実及び状況を考慮する必要があるが、EDでは、決定に際して考慮すべき要素として次のものを提案している。[AG52E]

- (a) 譲渡に関連して締結された他の契約又は合意を含む、譲渡の(契約上の)合意 条件
 - ✓ 譲渡と同時に、又は譲渡を考慮して締結された、関連するすべての合意を 検討することが必要。
- (b) 資産の性質(代替性及び入手可能性)
 - ✓ 仮に契約上は資産の処分が禁じられていても、代替資産が容易に入手可能 であれば、譲渡する実務上の能力は制限されないことがある。
- (c) 資産の市場
 - ✓ 譲受人が譲渡できる相手の数や内容(identity)に制約・制限があっても、 市場を作るのに十分な他の潜在的な買い手がいれば、実務上の影響はない。
- (d) 資産の経済的便益を十分に入手できる譲受人の能力
 - ✓ 仮に、譲渡人が何らかの権利を留保していても、譲受人が経済的便益を十分に入手できるのであれば影響はない。
- (e) 経済的な制約⁷
 - ✓ 譲受人が、資産の第三者への譲渡に際して損失を被るような場合には、経済的に譲渡が制限されていることがある。

③ 「譲渡する実務上の能力」の再評価

譲受人が「譲渡する実務上の能力」を有していないと判断した取引について、状況の変化によって実務上の能力を有することとなった場合には、事後的に認識中止の要件を満たすことになる。[AG52F]

一方、譲受人が実務上の能力を有すると判断し、譲渡人が一度認識を中止した金融資

⁶ 逆に、譲受人が、譲り受けた資産を自由に譲渡することができる場合には、譲渡人の継続的関与が何であっても、譲渡人は経済的便益の支配を移転したことになる。このため、多くのレポ取引のように、取引の対象となる資産の代替資産が市場で容易に入手可能な場合には、譲受人が譲渡する実務上の能力を有していると判断される。この結果、多くの国・地域における現状の会計処理とは異なり、レポ取引は資産の売却として会計処理されることになる。[BC58-61]

 $^{^7}$ 例えば、プット・オプションや保証は、代替資産が容易に入手可能でない場合には、譲受人の能力を制限することがある。これは、オプションや保証が譲受人にとって十分に価値がある場合に、譲受人が(資産の譲渡によって)オプションや保証を犠牲にするとは考えにくいからである。 [AG52E(e), BC55]

産については、その後状況が変化しても譲渡人は当該資産を再度認識することはしない。 [AG52G]

(4) 具体的な適用例[AG52L]

① 容易に入手可能な金融資産(例えば、活発な市場で取引されている商品)を譲渡し、 譲渡の一環として譲受人との間でデリバティブ契約(買い戻し契約、コール・プットオプション等)を締結した場合

新たに入手したデリバティブを通じて、譲渡人は譲渡資産に対して継続的関与を有しているが、譲渡資産が市場で容易に入手可能な金融資産であるため、譲受人は、自らの便益のために、譲り受けた資産を第三者に対して「譲渡する実務上の能力」を有していると考えられる(仮に譲渡人からコール・オプションを行使されても、代替資産が市場で容易に入手可能であるため、デリバティブの存在が、第三者への譲渡に関する制約要因とはならない)。したがって、譲渡人は譲渡した資産の認識を中止し、デリバティブを新たに認識することとなる。

② <u>容易に入手可能ではない金融資産(例えば、貸出債権)を譲渡し、譲渡の一環として譲受人との間でデリバティブ契約を締結した場合</u>

仮にデリバティブは現物決済されるのであれば、譲渡された資産を第三者に譲渡してしまうと、譲受人は、元の譲渡人によるコール・オプションの行使に対応できない(デフォルトしてしまう)ため、譲受人は「譲渡する実務上の能力」を有していないと考えられる。しかし、デリバティブが純額決済であれば、譲受人は「譲渡する実務上の能力」を有していると通常は考えられる。

③ 譲渡した金融資産の劣後持分を引き続き保有した場合

まず、譲渡された(優先)部分がEDが提案する「部分」の定義を満たさないため (これは、比例的なキャッシュフローではなく、譲渡部分と留保部分が優先劣後関係 を通じて相互に依存していることによる。)、認識中止の評価対象となる「資産」は資産全体となる。次に、譲渡人は劣後部分の保有を通じて「資産」に対して継続的関与を有しているほか、譲受人は、譲渡人が譲渡資産の劣後部分を引き続き保有している ため、その資産全体を第三者に「譲渡する実務上の能力」を有していない。したがって、譲渡人は金融資産の認識を継続し、受領した対価を金融負債として認識する。

④ <u>譲渡した金融資産の譲受人の劣後持分を保有した場合</u>(例えば、譲受人である SPE の発行する劣後受益権を譲渡人が保有した場合)

SPE の劣後受益権を通じて引き続き保有することとなる、譲渡資産に対する譲渡人の持分は劣後している。したがって、③と同様の理由から、認識中止の評価対象となる「資産」は資産全体となるほか、譲受人は「譲渡する実務上の能力」を有していないと考えられる。

⑤ 譲渡した金融資産に対して信用保証(credit guarantee)を付した場合

譲渡人による信用保証は継続的関与に該当するが、譲渡資産が容易に入手可能な金融資産であれば、譲受人が「譲渡する実務上の能力」を有していると考えられるため、譲渡人は金融資産の認識を中止し、保証を認識する。しかし、容易に入手可能な金融資産ではなく、かつ、信用保証が経済的に譲受人を制約する結果として、譲受人が「譲渡する実務上の能力」を有していないと判断される場合には、金融資産の認識の中止が認められないことになる。

5. 開示 (IFRS7 の改訂)

ED は、財務諸表の利用者が次の2つの目的を達成することができるように、開示に関して IFRS7 の改訂を提案している。[BC96]

- ① 譲渡されたものの、認識を中止しなかった金融資産と関連負債の関係を理解する。
- ② 認識を中止した金融資産に対する企業の継続的関与の性質及びリスクを評価する。

(1) 認識を中止しなかった譲渡金融資産に関する開示

現行の IFRS7 は、譲渡されたものの認識を中止しなかった金融資産について既に一定の 開示を求めているが、ED はこれらの開示を拡充し、当該金融資産の種類ごとに、以下の項 目を開示することを提案している。 [42B]

- ① 当該金融資産の性質
- ② 企業が引き続き晒されているリスクの性質
- ③ 当該金融資産及び関連する負債の帳簿価額
- ④ 当該金融資産及び関連する負債の関係の性質の概要(金融資産の利用に関する制限を含む)
- ⑤ 関連する負債の相手方(counterparty)が当該金融資産に対してのみリコースを有する場合には、当該金融資産の公正価値、関連する負債の公正価値、ネットポジションを示す表

(2) 認識を中止した譲渡金融資産に関する開示

ED は、金融資産の認識を中止したものの、企業が当該資産に対して継続的な関与を有する場合、継続的関与のカテゴリーごとに、少なくとも以下の項目を開示し、さらに開示目的を満たすために必要と考えられる追加情報を開示することを提案している。[42D, F]

- ① 継続的関与を表す、財政状態計算書において認識された資産及び負債の帳簿価額、 並びにそれらの資産及び負債が認識されている行項目。
- ② 継続的関与を表す資産及び負債の公正価値。
- ③ 継続的関与からの損失に対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額(最大エクスポージャーをいかに決定したかを含む。)
- ④ 認識を中止したものの継続的関与を有する金融資産の公正価値(公正価値を決定す

る際に適用した手法及び仮定の概要を含む)

- ⑤ 認識を中止した金融資産を買い戻すための割引前キャッシュ・アウトフロー (例: オプション契約の行使価格又は買戻契約の買戻価格)
- ⑥ 継続的関与における残存の契約期間を示す、認識を中止した金融資産を買い戻すための割引前キャッシュ・アウトフローの期間分析(maturity analysis)
- ⑦ 報告日において合理的であると考えられるリスク変数の変化が、継続的関与の公正 価値に与え得る影響を示した感応度分析(sensitivity analysis)。企業は、感応度分析を 作成する際に用いた手法及び仮定の概要を開示しなければならない。
- ⑧ 上記①から⑦の定量的開示をサポートする定性的な情報。

さらに、企業は継続的関与の各カテゴリーについて、以下の項目を開示しなければならない。[42E]

- ① 資産の譲渡日において認識された利得又は損失
- ② 継続的関与から認識された損益(例えば、サービシング手数料、デリバティブの公正価値の変化等)
- ③ (認識中止の条件を満たした)譲渡活動の合計額が報告期間にわたって均等に分布 していない(例えば、合計額の相当部分が報告期間終了前の数日間(days)に行わ れている)場合には、報告期間内で最大の譲渡活動を有する期間中に認識された譲 渡活動の合計額及び関連する利得又は損失。企業は、最大の譲渡活動がいつ行われ たか(例えば、報告期間の最後の5日間)も開示しなければならない。

6. 代替的なアプローチ

(1) アプローチの概要

EDで提案されているアプローチに対しては5名のボードメンバーが反対している。これらのメンバーは、提案されているアプローチの中の、特に、①何が資産や負債の定義を満たすのか(満たさないのか)の評価、及び、②資産や負債を支配する企業を決定する条件に反対している。[AV2]

代替的アプローチは、譲渡資産に対するオプションや保証等の継続的関与を、譲渡資産の売却処理を否定するものとしては位置付けていない。仮に譲渡時にそうした関与があれば、譲渡資産の認識を中止した上で、それらは新たな資産や負債として認識され、譲渡時の公正価値で測定される。つまり、譲渡資産に関連する権利及び義務があれば、それらを、これまで所有していなかった資産に関連するものであるかのように認識することが目的である。[代替的見解 要約]

(2) 認識中止の要件 (criteria)

代替的アプローチでは、具体的には、譲渡人が、譲渡前に認識していた金融資産のすべ

<u>ての</u>キャッシュフロー又は他の経済的便益へのアクセスを、現在、自らの便益のために有していない場合に、認識を中止する(別添のフローチャート参照)⁸。[AV19]

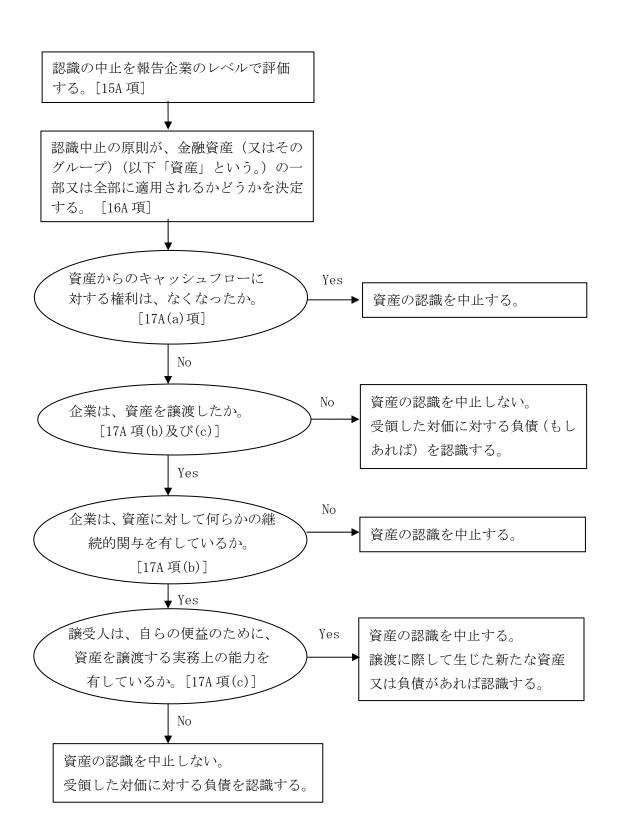
譲渡人が認識を中止する場合には、譲渡時に新たに生じたすべての資産や負債を公正価値で認識、測定し、認識中止された資産の帳簿価額との差額を損益として認識する。すなわち、資産に対して上述の要件を適用し、譲渡人が引き続き<u>すべての</u>キャッシュフロー等にアクセスを有している場合を除いて、①資産全体の認識を中止したうえで、②仮に譲渡人が資産に対して留保している持分があれば、それが譲渡前の資産の一部であれ、譲受人である SPC 経由で発行された受益権(beneficial interest)であれ、古い資産(元の資産)の一部ではなく新しい資産として、譲渡時の公正価値で認識、測定することとなる。[AV24、25、26]

一方、認識を中止しない場合には、譲渡人は、譲渡時に受領した対価を負債として計上する。[AV27]

以 上

⁸

⁸ 両アプローチともに、資産の定義から出発して、基本的に、①資産に付随する将来的な経済的便益がもはや存在しない場合、又は、②資産に付随する将来的な経済的便益は存在するが、企業が、(a) それらを獲得する能力及び(b) それらの便益への他者のアクセスを制限する能力をもはや有しない場合に、金融資産の認識を中止するという考え方を基礎としているが、(a)、(b) を満たすための具体的な条件はどのようなものであるべきかについて見解が分かれている。[BC14, AV19]



(別添) 代替的アプローチ[AV30]

譲渡人は、譲渡前に譲渡人が認識 していた金融資産の<u>すべての</u>キャッシュフロー又は他の経済的 便益へのアクセスを、現在、自ら の便益のために有しているか。 No 資産の認識を中止する。 譲渡に際して生じた新たな資産 又は負債があれば認識する。